

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞……………（住宅政策本部民間住宅部不動産産業課）…一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…一
- 東京都港湾環境整備負担金条例による負担対象工事の指定……………（港湾局港湾経営部経営課）…二

公告

- 都市計画の案（二件）……………
……………（都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課）…三
- 国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案……………（都市整備局都市づくり政策部開発企画課）…四
- 都市計画の案（三件）……………
……………（都市整備局都市基盤部街路計画課）…四
- 東京都労働委員会あつせん員候補者の氏名等……………（東京都労働委員会）…五
- 公共下水道事業計画の変更に係る予定処理区域等……………（下水道局）…七

告示

東京都告示第百十号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）の

規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

令和七年二月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 日時 令和七年三月七日 午後一時三十分

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都住宅政策本部民間住宅部聴聞室

三 被聴聞者

（一） 商号 有会社パーム

（二） 代表者氏名 取締役 定山 健次

（三） 主たる事務 世田谷区太子堂四丁目二十八番二号所の所在地

（四） 免許証番号 東京都知事(5)第八三三〇四号

（五） 免許年月日 令和六年七月二日

東京都告示第百十一号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年二月十九日

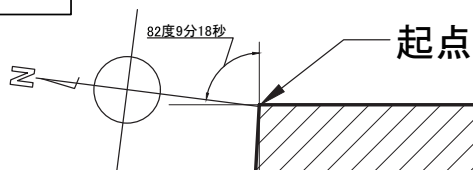
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（品川区西大井六丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準

に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物
三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



品川区西大井六丁目5660番12

＜凡例＞

- ▨ 形質変更時要届出区域
- 単位区画
- 調査対象地

＜起点＞

起点は、品川区西大井六丁目5660番12の最北端とする。

＜格子の回転角度 82度9分18秒＞

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第百十二号

東京都港湾環境整備負担金条例（昭和五十五年東京都条例第五十八号）第二条第一項に規定する負担対象工事の指定について、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年二月十九日

東京都知事 小池 百合子

工事の種類	港湾環境整備施設（施設の敷地を含む）の建設又は改良の工事				港湾環境整備施設（施設の敷地を含む）の維持の工事				漂流物の除去その他の水面清掃のための工事					
工事の名称	城南島海浜公園整備工事 青海中央ふ頭公園整備工事 曙ふ頭公園整備工事 新木場公園整備工事				城南島海浜公園ほか八公園維持工事				東京港港湾区域の内水面清掃工事					
工事の実施された場所	一 大田区城南島四丁目、大田区城南島五丁目	二 江東区青海四丁目	三 江東区青海三丁目、江東区青海四丁目	四 江東区新木場二丁目	一 大田区城南島四丁目、大田区城南島五丁目、城南島海浜公園	二 中央区晴海五丁目	三 晴海ふ頭公園	四 江東区豊洲二丁目	五 港区港南五丁目	六 品川区八潮二丁目	七 江東区青海四丁目	八 江東区青海三丁目、江東区青海四丁目	九 江東区新木場二丁目	東京港港湾区域
工事の完了した日	令和六年三月三十一日				同日				同日					
工事に要した費用	四六、一九六、七九七円				一一四、一〇四、九二〇円				二四〇、四五八、七七九円					
負担区域	東京港臨港地区				同右				東京港港湾区域及び東京港臨港地区					
工事費に対する負担の割合	十六分の一 四分の一				八分の一 四分の一				二分の一 五分の一					
当該工事に係る負担区域内にある工場又は事業場の敷地等の合計面積	八、一五九、一八〇平方メートル				七、四三〇、九三三平方メートル				一五、五五五、三七〇平方メートル					

公 告

都市計画の案について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都市計画用途地域に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和七年二月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一
都市計画の種類
東京都市計画用途地域
第二種住居地
追加する部分
千代田区平河町二丁目地域
追加する部分
足立区柳原二丁目地域
追加する部分
千代田区平河町二丁目地域
追加する部分
足立区柳原二丁目地域

二
縦覧場所
東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）並びに千代田区役所及び足立区役所

三
縦覧期間
公告の日から二週間

四
意見書の提出先
新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

都市計画の案について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都市計画地区計画に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和七年二月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画地区計画

千住大川端地 変更する部分

区地区計画

足立区千住関屋町及び千住曙町各地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）及び足立区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案について

東京圏国家戦略特別区域会議が国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二十一条第三項の規定により行う、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案の縦覧について、次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京圏国家戦略特別区域会議に対して意見書を提出することができる。

令和七年二月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類

当該事項を定める土地の区域

追加する部分

東京都市計画都市再生特別地区（丸の内仲通り南周辺地区）

千代田区丸の内二丁目、丸の内三丁目及び有楽町一丁目各地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）及び千代田区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

都市計画の案について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都市計画道路に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和七年二月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類

都市計画を定める土地の区域

東京都市計画道路

都市高速道路 追加する部分
第一号線

大田区大森南四丁目、大森南五丁目、昭和島一丁目、昭和島二丁目、羽田空港一丁目及び東横谷六丁目各地内

削除する部分

大田区羽田空港一丁目地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）及び大田区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

都市計画の案について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都市計画道路に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和七年二月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画道路

都市高速道路 追加する部分
第一号線

中央区銀座三丁目、銀座四丁目及び築地一丁目各地内

削除する部分 中央区銀座三丁目地内 二 縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課（東京都庁第二本庁舎十 二階北側）及び中央区役所 三 縦覧期間 公告の日から二週間 四 意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課	都市計画の案について 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二 項において準用する同法第十七条第一項の規定により、武 蔵野都市計画道路に係る都市計画の案を次のように公告す る。 なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京 都に対して意見書を提出することができる。 令和七年二月十九日 東京都知事 小 池 百合子 一 都市計画の種類 武蔵野都市計画 道路 三・四・三号 高井戸小平線 削除する部分 武蔵野市西久保一丁目及び西久保 二丁目各地内 変更する部分 武蔵野市吉祥寺南町一丁目、吉祥 寺南町二丁目、吉祥寺南町三丁目、 吉祥寺南町四丁目、御殿山一丁目、 吉祥寺本町二丁目、吉祥寺本町三 丁目、中町二丁目、西久保一丁目、
西久保二丁目、関前一丁目、関前 二丁目、関前四丁目及び関前五丁 目各地内 二 縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課（東京都庁第二本庁舎十 二階北側）及び武蔵野市役所 三 縦覧期間 公告の日から二週間 四 意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課	東京都労働委員会あっせん員候補者の氏名等 について 労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第4条 の規定により、東京都労働委員会あっせん員候補者の氏名、 経歴等を下記のとおり公告する。 令和7年2月19日 東京都労働委員会 会長 園 藤 丈 士

令和7年1月14日現在			
氏名	現職・経歴	委嘱年月日	
朝香 博し	東京都労働委員会委員 ㈱東商サード&サードビス顧問	令和5年12月5日	
石川 直	東京都労働委員会委員 ㈱資生堂社友	令和5年12月5日	
石川 純彦	東京都労働委員会委員 （一社）東京経営者協会 参与	平成29年12月5日	
岩田 裕	東京都労働委員会事務局審査調整課長代理 （調整担当）	令和4年4月5日	
石橋 健樹	東京都労働委員会事務局審査調整課長代理 （調整担当）	令和6年4月2日	
石橋 房子	東京都労働委員会事務局審査調整課長	令和6年4月2日	
岩下 秀市	東京都労働委員会委員 明治ホールディングス㈱顧問	令和元年12月2日	
岩本 浪砂	東京都労働相談情報センター多摩事務所長	令和6年4月2日	
内田 知子	東京都産業労働局雇用就業部長	令和6年4月4日	
浦野 英子	東京都労働委員会委員 東京都電力総連特別執行委員	令和5年12月5日	
太田 治夫	東京都労働委員会委員 弁護士（東京弁護士会）	令和3年12月2日	
埴内 秀介	東京都労働委員会委員 東京大学大学院法学政治学研究科教授	令和3年3月2日	
笠木 映里	東京都労働委員会委員 東京大学大学院法学政治学研究科教授	令和6年12月3日	
梶原 道代	東京都労働委員会事務局審査調整課課長代理 （調整担当）	令和6年4月4日	
金井 青紀子	東京都労働委員会事務局審査調整法務担当課長	令和5年10月3日	
川上 晴司	東京都労働委員会委員 JAM東京千葉参与	平成30年6月5日	
神吉 知郁子	東京都労働委員会委員 東京大学大学院法学政治学研究科教授	令和5年12月5日	
北井 久美子	東京都労働委員会委員 弁護士（第二東京弁護士会）	令和3年12月2日	
木寺 昌彦	東京都労働相談情報センター亀戸事務所長	令和6年4月2日	
久保 潤一郎	東京都労働委員会委員 連合東京労働局・局長	平成29年12月5日	
熊田 京子	東京都労働委員会委員 東日本電信電話㈱社友	令和元年12月2日	
倉橋 幸則	東京都労働委員会委員 KDDI㈱社友	令和3年12月2日	
黒羽 二朗	東京都労働委員会委員 TOPPANエッジ㈱顧問	令和元年12月2日	
齊藤 好行	東京都労働委員会委員 情報労連東京部協議会特別幹事	令和元年12月2日	
左野 通則	東京都労働委員会委員 東京都中小企業組合士協合理事	令和3年12月2日	
杉田 裕志	東京都労働相談情報センター一所長	令和5年4月4日	
高田 淳彦	東京都労働委員会委員 鹿島建設㈱社友	令和5年10月17日	
多賀谷 勝	東京都労働委員会委員 東京都中小企業組合士協合理事	令和5年12月5日	
田中 啓介	東京都産業労働局雇用就業部労働環境課長	令和5年4月4日	
田中 弘尚	東京都労働委員会委員 日本出版労働組合連合会副委員長	令和3年12月2日	

令和7年1月14日現在			
氏名	現職・経歴	委嘱年月日	
福村 和夫	東京都労働委員会事務局審査調整課統括課長代理 （調整担当）	令和5年4月4日	
田村 達久	東京都労働委員会委員 早稲田大学法学部院教授	令和元年12月2日	
磯藤 文士	東京都労働委員会委員 元名古屋高等裁判所長官	令和5年12月5日	
丹野 明子	東京都労働委員会事務局審査調整課長代理 （調整担当）	令和2年4月7日	
土屋 亮	東京都労働委員会委員 運輸労連東京執行委員長	令和5年12月5日	
畠永 晃一	東京都労働委員会委員 上智大学法学部教授	令和3年12月2日	
三木 栄一	東京都労働委員会委員 自動車総連東京地方協議会議長	令和5年12月5日	
西村 美香	東京都労働委員会委員 成蹊大学法学部教授	令和3年12月2日	
野口 明	東京都労働委員会事務局審査調整法務担当課長	令和4年4月5日	
萩原 幸太郎	東京都労働委員会事務局調整担当課長	令和4年4月5日	
日野 麻美	東京都労働委員会委員 自治労東京都本部特別中央執行委員	令和5年12月5日	
福島 かなえ	東京都労働委員会委員 弁護士（第一東京弁護士会）	令和5年12月5日	
福岡 孝由	東京都労働委員会事務局総務課長	令和6年4月2日	
福岡 幸二	東京都労働委員会委員 電機連合東京地方協議会特別常任幹事	令和元年12月2日	
堀越 赤桑子	東京都労働委員会事務局長	令和6年4月2日	
町田 吉宏	東京都労働委員会委員 U/Aセブン東京都支部参与	令和5年12月5日	
松井 るな子	東京都労働相談情報センター青山事務所長	令和6年9月3日	
松田 二郎	東京都労働委員会委員 東京都中小企業団体中央会副会長	令和元年12月2日	
水町 勇一郎	東京都労働委員会委員 早稲田大学法学部院教授	平成28年1月25日	
宮下 恵子	東京都労働委員会委員 全日本空輸㈱社友	平成29年12月5日	
宮地 明子	東京都労働相談情報センター池袋事務所長	令和6年4月2日	
村上 英一	東京都労働委員会事務局法務専門課長	平成27年4月7日	
森 治美	東京都労働委員会委員 全労連・全国一般労働組合東京地方本部副委員長	平成27年12月4日	
森 円香	東京都労働委員会委員 弁護士（第二東京弁護士会）	令和5年12月5日	
安田 潔	東京都労働委員会委員 東京交通労働組合顧問	令和3年12月2日	
山本 あずみ	東京都産業労働局雇用就業部連絡調整担当課長	令和6年4月2日	
植森 直樹	東京都労働相談情報センター大崎事務所長	令和6年4月2日	
植山 陽子	東京都労働委員会委員 U/Aセブン東京都支部参与	令和3年12月2日	
渡邊 敦子	東京都労働委員会委員 弁護士（東京弁護士会）	令和3年12月2日	
和田 慶宏	東京都労働委員会委員 旭化成㈱社友	令和3年12月2日	

公共下水道事業計画の変更に係る予定処理区 域等について 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第六項において準用する同条第一項の規定に基づき、公共下水道事業計画を変更するので、下水道法施行令（昭和三十四年政令第百四十七号）第三条の規定により、変更に係る予定処理区域等を次のとおり公告する。 なお、利害関係人は、公告の日から二週間以内に、東京都下水道局長に対して意見を申し出ることができる。 令和七年二月十九日 東京都下水道局長 佐々木 健 一 事業計画の名称 東京都公共下水道 二 事業計画を変更しようとする予定処理区域 千代田区 一番町、霞が関一丁目、霞が関二丁目、霞が関三丁目、麴町一丁目、千代田、永田町一丁目及び隼町各地先 中央区 佃二丁目及び佃三丁目各地先並びに佃三丁目地内 港区 芝二丁目、芝三丁目、芝五丁目、芝公園二丁目、芝公園四丁目、芝大門二丁目、白金一丁目、白金三丁目、白金五丁目、浜松町一丁目、浜松町二丁目、東新橋二丁目、三田二丁目、三田五丁目、南麻布二丁目、南麻布四丁目、元赤坂一丁目及び元赤坂二丁目各地先 新宿区 榎町及び南元町各地先 文京区 西片一丁目地先 墨田区 吾妻橋三丁目、菊川二丁目、菊川三丁目、江東橋五丁目、向島三丁目及び向島四丁目各地先			江東区 東雲二丁目、新砂一丁目、新砂二丁目、新砂三丁目及び辰巳一丁目各地先並びに新砂三丁目地内 目黒区 上目黒一丁目、上目黒三丁目、上目黒四丁目、上目黒五丁目、五本木一丁目及び中目黒二丁目各地先 大田区 大森南四丁目、大森南五丁目、昭和島二丁目及び城南島五丁目各地内 世田谷区 上馬二丁目、上馬四丁目、上馬五丁目、駒沢二丁目、桜新町二丁目、三軒茶屋一丁目、三軒茶屋二丁目、下馬一丁目、下馬二丁目、下馬三丁目、下馬四丁目、下馬五丁目、瀬田四丁目、弦巻一丁目、弦巻二丁目、弦巻三丁目、弦巻四丁目及び弦巻五丁目各地先 渋谷区 宇田川町、神宮前六丁目、神南一丁目、神南二丁目、富ヶ谷一丁目、広尾五丁目、代々木四丁目、代々木五丁目及び代々木神園町各地先 杉並区 天沼一丁目地先 豊島区 池袋本町三丁目、池袋本町四丁目、千早四丁目及び長崎六丁目各地先 北区 赤羽台一丁目、赤羽西一丁目、王子一丁目、栄町、十条台二丁目、滝野川三丁目、滝野川五丁目及び西ヶ原二丁目各地先 荒川区 東尾久七丁目及び東尾久八丁目各地内 板橋区 大山金井町地先 練馬区 大泉学園町一丁目、大泉学園町四丁目、大泉町二丁目、大泉町三丁目、大泉町四丁目、大泉町五丁目、大泉町六丁目及び東大泉三丁目各地先 足立区 千住旭町、千住東二丁目及び柳原一丁目各地先 葛飾区 青戸七丁目地先 江戸川区 平井二丁目、平井三丁目及び平井四丁目各地先並びに臨海町一丁目及び臨海町六丁目			各地内 三 工事の着手年月日及び完成予定年月日 着手年月日 昭和三十二年四月一日 完成予定年月日 令和八年三月三十一日 四 意見の申出先 東京都下水道局計画調整部事業調整課（東京都庁第二本庁舎二十八階） 電話番号 ○三（五三二〇）六五九七		
--	--	--	---	--	--	--	--	--

発行	東京
電話	東京都新宿区西新宿三丁目八番一 号 〇三(五三二)一一一一(代)
郵便番号	163-8001
定価	本号 一箇月 六、六〇〇円 (郵送料を含む)
印刷所	三鈴印刷株式会社 東京都千代田区神田神保町三丁目三十二番地一 号 〇三(五二七六)〇八一(代)
郵便番号	101-0051